

西東京市緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業助成制度のご案内

西東京市では、地震発生時において、緊急輸送道路（※）に接する沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え及び除却に必要な費用の一部を助成しています。

（※）特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路を指す。

◆ 助成の対象となる事業 ◆

○基本要件（耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え及び除却の助成を申請する場合に共通）

※以下の全ての要件を満たしていること

- 緊急輸送道路に接する沿道建築物
- 耐震化指針に適合すること（東京都告示第 713 号）
- 他の助成金等の交付を受けていないこと
- 構造について、耐震上著しく危険であり、又は劣化の進行を放置することにより耐震上著しく危険となると市長が認めること
- 補強設計、耐震改修、建替え及び除却については、耐震診断の結果、 I_s 値が 0.6 未満若しくは I_w 値が 1.0 未満に相当すること、又は倒壊の危険性があると市長が判断すること。なお、耐震診断について、評定機関又は市が定めた機関による評定等を取得すること

○助成ごとの要件

耐震診断費用助成を申請する場合（※以下の全ての要件を満たしていること）

- 一般緊急輸送道路沿道建築物であること
- 「東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号、以下「都条例」という。）」第 10 条第 1 項に掲げる者が行うこと
（指定確認検査機関、一級建築士等）
- 耐震診断の結果について、評定機関による評定を受けていること
- 令和 13 年 3 月 31 日までに着手すること

補強設計費用助成を申請する場合（※以下の全ての要件を満たしていること）

- 「東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号、以下「都条例」という。）」第 10 条第 1 項に掲げる者が行うこと
（指定確認検査機関、一級建築士等）
- 耐震改修後に I_s 値が 0.6 以上若しくは I_w 値が 1.0 以上に相当する補強設計であること
- 補強設計に係る耐震改修計画について、評定機関による評定を受けていること
- 建築基準法その他関係法令に重大な不適合がある場合、その是正をする設計が補強設計と同時になされること。
- 令和 13 年 3 月 31 日までに着手すること

耐震改修工事費用助成を申請する場合（※以下の全ての要件を満たしていること）

- 耐震改修後に I_s 値が 0.6 以上若しくは I_w 値が 1.0 以上に相当する耐震改修であること
- 耐震改修計画について、評定機関による評定を受けていること
- 建築基準法その他関係法令に重大な不適合がある場合、その是正が耐震改修と同時になされること
- 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱（平成 28 年 4 月 1 日付 27 都市建企第 1203 号、以下「都掲示板要綱」という。）第 3 条に基づく掲示板が当該工事中に掲示されること
- 令和 13 年 3 月 31 日までに着手すること

建替え及び除却費用助成を申請する場合（※以下の全ての要件を満たしていること）

- 都掲示板要綱第 3 条に基づく掲示板が当該工事中に掲示されること
- 令和 13 年 3 月 31 日までに着手すること

◆ 助成対象者 ◆

助成対象事業を業者に依頼して行う沿道建築物の所有者

- ・分譲マンションの場合 ・ ・ 管理組合又は区分所有者の代表者
- ・共同で所有する場合 ・ ・ 共有者全員によって合意された代表者

◆ 助成内容と助成限度額 ◆

特定緊急輸送道路沿道建築物について

種類	助成金額
補強設計	「補強設計に要する費用」*の10/10の額
耐震改修、建替え又は除却	「耐震改修、建替え又は除却に要する費用」*の9/10の額
<p>●「補強設計に要する費用」は、次に定める費用を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,000 m²以内の部分は 5,000 円/m² ・面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 3,500 円/m² ・面積 2,000 m²を超える部分は 2,000 円/m² <p>●「耐震改修に要する費用」は、次に定める費用を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・57,000 円/m²とし、570,000,000 円/棟以内とする。 (マンションの場合は、51,700 円/m²とし、517,000,000 円/棟以内とする。) ・免震工法その他市長が認める特殊な工法による場合は 93,300 円/m²とし、933,000,000 円/棟以内とする。 ・住宅(マンションを除く。)の場合は、39,900 円/m²とし、399,000,000 円/棟以内とする。 <p>●「建替えに要する費用」は、「耐震改修に要する費用」相当分を限度とする。</p> <p>●「除却に要する費用」は、「耐震改修に要する費用」相当分かつ、除却に要する費用を限度とする。</p> <p>●助成金に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。</p>	

※耐震診断の結果、Is 値が 0.3 未満相当の沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する場合、助成額を加算できる場合があります。

一般緊急輸送道路沿道建築物について

種類	助成金額
耐震診断	「耐震診断に要する費用」の9/10の額
補強設計	「補強設計に要する費用」の5/6の額
耐震改修、建替え又は除却	「耐震改修、建替え又は除却に要する費用」の5/6の額
<p>●「耐震診断に要する費用」は、次に定める費用を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,000 m²以内の部分 3,670 円/m² ・面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m² ・面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円/m² <p>●「補強設計に要する費用」は、次に定める費用を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,000 m²以内の部分は 5,000 円/m² ・面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 3,500 円/m² ・面積 2,000 m²を超える部分は 2,000 円/m² <p>●「耐震改修に要する費用」は、次に定める費用を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・57,000 円/m²とし、570,000,000 円/棟以内とする。 (マンションの場合は、51,700 円/m²とし、517,000,000 円/棟以内とする。) ・免震工法その他市長が認める特殊な工法による場合は 93,300 円/m²とし、933,000,000 円/棟以内とする。 ・住宅(マンションを除く。)の場合は、39,900 円/m²とし、399,000,000 円/棟以内とする。 <p>●「建替えに要する費用」は、「耐震改修に要する費用」相当分を限度とする。</p> <p>●「除却に要する費用」は、「耐震改修に要する費用」相当分かつ、除却に要する費用を限度とする。</p> <p>●助成金に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。</p>	

◆ 助成に係る申請手続き ◆

助成に係る申請手続きのおおよその流れは次のとおりです。

①事前相談【申請者】

耐震改修などの実施にあたって助成制度の適用について検討をされている所有者等の方は、まず、所定の事前相談書に記入し、市の窓口（「住宅課住宅係」以下同じ。）で相談をしてください。この際に助成制度の基本要件について確認をします。

事前相談後、助成を希望される場合は、耐震改修などの実施について、管理組合の総会等において決議し、耐震改修費用の見積りなどを行なってください。

②助成金交付の申請【申請者】

助成の本申請です。「助成金交付申請書」に記入し、必要書類（4ページの助成金交付申請の添付書類を参照）を添えて、市の窓口へ提出してください。

③助成金交付の決定【市】

市は、ご提出いただいた申請書類の内容を審査し、助成金の交付を適当と認めるときは、「助成金交付決定通知書」を送付します。

④事業着手届の提出【申請者】

「助成金交付決定通知書」を受領後、建築士や施工業者と契約を交わし、耐震改修などに着手してください。また、契約後は、速やかに「着手届」を市の窓口へ提出してください。

⑤完了届の提出【申請者】

耐震改修などが完了したとき、又は、助成事業が複数年度にわたる場合における交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに「完了届」を市の窓口へ提出してください。

⑥助成金交付の確定【市】

市は、ご提出いただいた完了届と申請書類の内容により、耐震改修などの事業が適正に完了したかを確認した後、「助成金交付確定通知書」を送付します。

⑦助成金交付の請求【申請者】

「助成金交付確定通知書」を受領後、「助成金交付請求書」を市の窓口へ提出してください。

⑧助成金の交付【市】

市は、「助成金交付請求書」の提出を受けた後、速やかにご指定の口座に助成金を振り込みます。

◆ 助成金交付申請の添付書類 ◆

申請の種類	添付する図書
① 共通	(1) 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類 (2) 確認通知書の写し又は建築年月日を証する書類 (3) 代表者承諾書と共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合） (4) 管理組合の規約と耐震改修等の実施を決議したことが分かる書類（分譲マンションの管理組合の場合） (5) 法人全部事項証明書（法人の場合） (6) 緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類 (7) 見積書（年度ごとの支払額がわかるもの） (8) 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） (7) その他、市長が必要と認めた書類
② 耐震診断	(1) 診断を実施する者が診断機関であることを証する書面の写し
③ 補強設計	(1) 設計者が条例 10 条第 1 項に掲げる者であることを証する書面の写し (2) 耐震診断結果報告書の写し（概要版） (3) 耐震診断結果に対する評定書等の写し（木造は除く）
④ 耐震改修	(1) 土地の所有権を証する書類 (2) 土地所有者の承諾書の写し（借地の場合） (3) 補強設計結果報告書の写し（概要版） (4) 補強設計書に対する評定書の写し（木造は除く） (5) 既存建築物調査結果報告書（建築指導課に提出した書類の写し） (6) 是正部分の是正計画書（建築基準法等の重大な不適合がある場合） (7) 工事に関する設計図書
⑤ 建替え又は 除却	(1) 土地の所有権を証する書類 (2) 土地所有者の承諾書の写し（借地の場合） (3) 耐震診断結果報告書の写し（概要版） (4) 耐震診断結果に対する評定書等の写し（木造は除く） (5) 既存建築物調査結果報告書（建築指導課に提出した書類の写し） (6) 工事に関する設計図書

※着手届やその他申請の添付図書については、その都度お問い合わせください。

《問合せ先》西東京市役所 まちづくり部 住宅課 住宅係
〒202-8555 西東京市中町 1-6-8（保谷東分庁舎2階）
電話 042-438-4052（直通）

